

議 案 名	富士見市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>昨今の働き方の変化等による育児休業者数の増加や外部機関への派遣等により一定期間業務に従事しない職員が発生し、その代替職員を配置することなどにより、定数と職員数が近くなっている機関が生じています。</p> <p>このことから、育児休業者等の状況に応じ、実働の職員数に合わせた定数運用を行い、より柔軟な人員配置を可能とするため、育児休業者や外部への派遣者、退職者等を定数から除く改正を行うものです。</p> <p>また、現行の定数となって以降、指定管理者制度の導入や組織改正等が実施されたことにより、定数と職員数に開きが生じてきた機関があるため、現状及び今後見込まれる職員数に合わせた定数に改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>①第2条第1項第7号関係 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を改正するもの</p> <p>②第2条第1項第8号関係 水道事業に従事する職員の定数を改正するもの</p> <p>③第2条第2項関係 職員が、複数の機関の職員を兼ねることとなった場合は、当該職員の任命権者は協議の上、いずれか1つの機関の定数とするもの</p> <p>④第4条関係 以下の職員については定数から除き、当該職員が年度途中で復帰等をした場合は、復帰等をした年度の末日まで定数から除いたままとする規定を追加するもの &lt;定数から除く職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地方公共団体へ派遣されている職員</li> <li>・退職を命じられた職員</li> <li>・研修に長期にわたり参加する職員</li> <li>・地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員</li> <li>・育児休業をしている職員</li> <li>・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されている職員</li> <li>・自己啓発等休業をしている職員</li> </ul> <p>⑤その他、必要な規定の整備、文言整理等を行うもの</p>
施 行 日	令和8年4月1日

富士見市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

富士見市職員定数条例（昭和45年条例第31号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の各機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>70人</u></p> <p>(8) 水道事業に従事する職員 <u>15人</u></p> <p>2 <u>職員が、前項各号の複数の職員を兼ねることとなった場合は、当該職員の任命権者は、協議の上、いずれか一の定数とするものとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(定数外の職員)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び教育委員会の事務部局に勤務する_____職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数について定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局_____の職員 <u>120人</u></p> <p>(8) 水道事業に従事する職員 <u>26人</u></p> <p>2 <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣する職員については、前項各号に掲げる職員の定数に含めるものとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p>

第4条 次に掲げる職員は、第2条第1項各号の定数外とする。

(1) 地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体へ派遣されている職員

(2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命じられた職員

(3) 地方公務員法第39条の規定に基づく研修に長期にわたり参加する職員

(4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)第2条第1項の規定により派遣されている職員

(7) 富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成30年条例第22号)第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日の属する年度の末日まで、定数外の職員とする。